応募の先着順による市有財産の売却要項

**１　所在地、数量、売却価格**

売却価格　26,900,000円

【土地】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所在地 | 登記地目 | 登記地積（㎡） |
| ①奥州市胆沢南都田字石行186番３  ②奥州市胆沢南都田字石行186番９  ③奥州市胆沢南都田字石行233番３  ④奥州市胆沢南都田字石行233番７  ⑤奥州市胆沢南都田字石行233番８  ⑥奥州市胆沢南都田字石行234番４  ⑦奥州市胆沢南都田字石行234番５  ⑧奥州市胆沢南都田字石行235番４  ⑨奥州市胆沢南都田字石行235番５  ⑩奥州市胆沢南都田字石行236番４  ⑪奥州市胆沢南都田字石行236番５  ⑫奥州市胆沢南都田字石行237番８  ⑬奥州市胆沢南都田字石行237番９ | ①宅地  ②宅地  ③宅地  ④宅地  ⑤宅地  ⑥宅地  ⑦宅地  ⑧宅地  ⑨宅地  ⑩宅地  ⑪宅地  ⑫宅地  ⑬宅地 | ① 2944.77㎡  ②　 20.69㎡  ③　113.22㎡  ④ 175.66㎡  ⑤ 457.71㎡  ⑥ 178.17㎡  ⑦ 227.20㎡  ⑧ 177.81㎡  ⑨ 225.58㎡  ⑩ 178.08㎡  ⑪ 227.59㎡  ⑫ 79.43㎡  ⑬ 84.14㎡ |

　　※物件の詳細については、【別添１】物件調書を確認してください。

**２　購入申込者の資格**

　　次のいずれかに該当する者は、購入申込みをすることができません。

　(1) 当該売買に係る契約を締結する能力を有しない者。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。

　(2) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

　(3) 奥州市暴力団排除条例（平成27年奥州市条例第20号）第７条第１項に規定する暴力団関係者その他反社会的団体及びこれらの構成員並びにこれらの者から委託を受けた者

(4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の３第１項に規定する公有財産に関する事務に従事する市の職員

**３　購入申込み**

　(1) 申込方法

　　　申込みに必要な書類を受付場所へ持参のうえ、提出してください。

　(2) 受付場所

奥州市水沢大手町一丁目１番地

奥州市役所本庁３階　財務部財産運用課管財係

　(3) 受付時間

　　　午前８時30分から午後５時15分まで（ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から１月３日までの日を除きます。）

　(4) 申込みに必要な書類

　　ア　個人の場合

　　　(ｱ) 市有財産購入申込書（様式１号）

　　　(ｲ) 委任状（様式２号）　代理人により購入申込みを行う場合

　　　(ｳ) 住民票抄本　交付後３箇月以内のものに限ります。

　　　(ｴ) 印鑑登録証明書　交付後３箇月以内のものに限ります。

　　　(ｵ) 誓約書（様式３号）

　　イ　法人の場合

　　　(ｱ) 市有財産購入申込書（様式１号）

　　　(ｲ) 委任状（様式２号）　代理人により購入申込みを行う場合

　　　(ｳ) 現在事項証明書　交付後３箇月以内のものに限ります。

　　　(ｴ) 印鑑証明書　交付後３箇月以内のものに限ります。

　　　(ｵ) 誓約書（様式３号）

**４　売却の決定**

　　申込みを受け付けた後、提出された書類の審査、購入申込者への聴き取りによる調査等を行い、売却することを決定したときは市有財産売却決定通知書（様式４号）により購入申込者へ通知します。

**５　売買契約の締結等**

　(1) 売却の決定後に売買仮契約を締結します。契約書の様式は、【別添２】のとおりです。

(2) 前号の仮契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第８号の規定に基づき、奥州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年奥州市条例第52号）第３条に規定する議会の議決を得られたとき、本契約となります。

(3) 前号の議決が得られないときは、この仮契約は無効となり、市は損害賠償の責を負わないものとします。

(4) 売買契約を締結した方は、所有権の移転登記が完了するまで、売却物件に係る一切の権利及び義務を他者に譲渡することはできません。

**６　契約保証金**

　(1) 売買仮契約の締結までに、売却価格の100分の５以上に相当する金額を、契約保証金として市が発行する納付書により納付してください。

　(2) 契約保証金に利子は付しません。

　(3) 契約保証金は、下記９により契約が解除された場合は市に帰属するものとします。

**７　売買代金の納付**

　(1) 議決後本契約へ移行した日から60日以内に、契約保証金相当額を除く売買代金の全額を納付してください。

　(2) 売買代金の納付完了後、契約保証金を売買代金に充当します。

**８　特約事項**

(1) 購入者は、引渡しを受けた物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない（以下「契約不適合」という。）状態であっても、当該契約不適合を理由として、不足分の引渡しによる履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができません。

　(2) 購入者は、引渡しから10年間は物件を以下の用途に使用することはできません。

　　ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途。

　　イ　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項に定める風俗営業、同条第５項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する営業の用途。

**９　売買契約の解除**

　　市は、購入者がこの要項の規定に違反したとき又は契約内容を履行しないときは、売買契約を解除することができます。

**10　所有権の移転等**

　(1) 売却物件の所有権は、契約者が売買代金の全額を納付したときに移転するものとします。また、売却物件は、所有権の移転と同時に現状のまま引き渡したものとします。

　(2) 所有権移転の登記は、売買代金の納付完了後に市が行います。

　(3) 契約書に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税等、売買契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、契約者の負担とします。

**11　第三者への所有権移転**

　　第８項について、落札者が契約物件の所有権を第三者に移転する場合、本契約に規定する落札者が負うべき義務を当該第三者に引き継がなければならない。また、落札者は、当該第三者が本契約に規定する落札者の義務を引き継いでいる旨を記載した書面を奥州市に提出させるものとします。様式１号

市有財産購入申込書

　　年　　月　　日

奥州市長　宛

申込者　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（法人の場合は、商号又は名称及び代表者氏名）

電話番号

市有財産の売却要項の内容を承知のうえ、下記物件の購入を申し込みます。

１　申込物件

【土地】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所在地 | 登記地目 | 登記地積（㎡） |
| ①奥州市胆沢南都田字石行186番３  ②奥州市胆沢南都田字石行186番９  ③奥州市胆沢南都田字石行233番３  ④奥州市胆沢南都田字石行233番７  ⑤奥州市胆沢南都田字石行233番８  ⑥奥州市胆沢南都田字石行234番４  ⑦奥州市胆沢南都田字石行234番５  ⑧奥州市胆沢南都田字石行235番４  ⑨奥州市胆沢南都田字石行235番５  ⑩奥州市胆沢南都田字石行236番４  ⑪奥州市胆沢南都田字石行236番５  ⑫奥州市胆沢南都田字石行237番８  ⑬奥州市胆沢南都田字石行237番９ | ①宅地  ②宅地  ③宅地  ④宅地  ⑤宅地  ⑥宅地  ⑦宅地  ⑧宅地  ⑨宅地  ⑩宅地  ⑪宅地  ⑫宅地  ⑬宅地 | ① 2944.77㎡  ②　 20.69㎡  ③　113.22㎡  ④ 175.66㎡  ⑤ 457.71㎡  ⑥ 178.17㎡  ⑦ 227.20㎡  ⑧ 177.81㎡  ⑨ 225.58㎡  ⑩ 178.08㎡  ⑪ 227.59㎡  ⑫ 79.43㎡  ⑬ 84.14㎡ |

２　申込物件の利用目的

３　添付書類

　(1) 住民票抄本（交付後３箇月以内のもの）　※個人の場合

　(2) 印鑑登録証明書（交付後３箇月以内のもの）　※個人の場合

　(3) 現在事項証明書（交付後３箇月以内のもの）　※法人の場合

　(4) 印鑑証明書（交付後３箇月以内のもの）　※法人の場合

　(5) 誓約書（様式３号）

　(6) 委任状（様式２号）　※代理人により購入申込みを行う場合

様式２号

委　任　状

　　年　　月　　日

奥州市長　宛

申込者　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（法人の場合は、商号又は名称及び代表者氏名）

私は、下記の者を代理人と定め、下記の物件の購入申込みを委任します。

１　申込物件

【土地】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所在地 | 登記地目 | 登記地積（㎡） |
| ①奥州市胆沢南都田字石行186番３  ②奥州市胆沢南都田字石行186番９  ③奥州市胆沢南都田字石行233番３  ④奥州市胆沢南都田字石行233番７  ⑤奥州市胆沢南都田字石行233番８  ⑥奥州市胆沢南都田字石行234番４  ⑦奥州市胆沢南都田字石行234番５  ⑧奥州市胆沢南都田字石行235番４  ⑨奥州市胆沢南都田字石行235番５  ⑩奥州市胆沢南都田字石行236番４  ⑪奥州市胆沢南都田字石行236番５  ⑫奥州市胆沢南都田字石行237番８  ⑬奥州市胆沢南都田字石行237番９ | ①宅地  ②宅地  ③宅地  ④宅地  ⑤宅地  ⑥宅地  ⑦宅地  ⑧宅地  ⑨宅地  ⑩宅地  ⑪宅地  ⑫宅地  ⑬宅地 | ① 2944.77㎡  ②　 20.69㎡  ③　113.22㎡  ④ 175.66㎡  ⑤ 457.71㎡  ⑥ 178.17㎡  ⑦ 227.20㎡  ⑧ 177.81㎡  ⑨ 225.58㎡  ⑩ 178.08㎡  ⑪ 227.59㎡  ⑫ 79.43㎡  ⑬ 84.14㎡ |

２　代理人

|  |  |
| --- | --- |
| 住　　所 |  |
| フリガナ |  |
| 氏　　名 |  |
| 電話番号 |  |

様式３号

誓　約　書

　私は、下記物件の購入申込みに当たり、売却要項の２に記載する事項に該当しないことを誓約します。

　申込物件

【土地】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所在地 | 登記地目 | 登記地積（㎡） |
| ①奥州市胆沢南都田字石行186番３  ②奥州市胆沢南都田字石行186番９  ③奥州市胆沢南都田字石行233番３  ④奥州市胆沢南都田字石行233番７  ⑤奥州市胆沢南都田字石行233番８  ⑥奥州市胆沢南都田字石行234番４  ⑦奥州市胆沢南都田字石行234番５  ⑧奥州市胆沢南都田字石行235番４  ⑨奥州市胆沢南都田字石行235番５  ⑩奥州市胆沢南都田字石行236番４  ⑪奥州市胆沢南都田字石行236番５  ⑫奥州市胆沢南都田字石行237番８  ⑬奥州市胆沢南都田字石行237番９ | ①宅地  ②宅地  ③宅地  ④宅地  ⑤宅地  ⑥宅地  ⑦宅地  ⑧宅地  ⑨宅地  ⑩宅地  ⑪宅地  ⑫宅地  ⑬宅地 | ① 2944.77㎡  ②　 20.69㎡  ③　113.22㎡  ④ 175.66㎡  ⑤ 457.71㎡  ⑥ 178.17㎡  ⑦ 227.20㎡  ⑧ 177.81㎡  ⑨ 225.58㎡  ⑩ 178.08㎡  ⑪ 227.59㎡  ⑫ 79.43㎡  ⑬ 84.14㎡ |

　　　　　　年　　月　　日

　奥州市長　宛

申込者　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（法人の場合は、商号又は名称及び代表者氏名）

様式４号

第　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　奥州市長　　　　　　　　　　　　印

市有財産売却決定通知書

　　　　年　　月　　日で申込みのあった下記物件の購入について、売却することと決定したので通知します。

記

申込物件

【土地】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所在地 | 登記地目 | 登記地積（㎡） |
| ①奥州市胆沢南都田字石行186番３  ②奥州市胆沢南都田字石行186番９  ③奥州市胆沢南都田字石行233番３  ④奥州市胆沢南都田字石行233番７  ⑤奥州市胆沢南都田字石行233番８  ⑥奥州市胆沢南都田字石行234番４  ⑦奥州市胆沢南都田字石行234番５  ⑧奥州市胆沢南都田字石行235番４  ⑨奥州市胆沢南都田字石行235番５  ⑩奥州市胆沢南都田字石行236番４  ⑪奥州市胆沢南都田字石行236番５  ⑫奥州市胆沢南都田字石行237番８  ⑬奥州市胆沢南都田字石行237番９ | ①宅地  ②宅地  ③宅地  ④宅地  ⑤宅地  ⑥宅地  ⑦宅地  ⑧宅地  ⑨宅地  ⑩宅地  ⑪宅地  ⑫宅地  ⑬宅地 | ① 2944.77㎡  ②　 20.69㎡  ③　113.22㎡  ④ 175.66㎡  ⑤ 457.71㎡  ⑥ 178.17㎡  ⑦ 227.20㎡  ⑧ 177.81㎡  ⑨ 225.58㎡  ⑩ 178.08㎡  ⑪ 227.59㎡  ⑫ 79.43㎡  ⑬ 84.14㎡ |

**売却価格　26,900,000円**